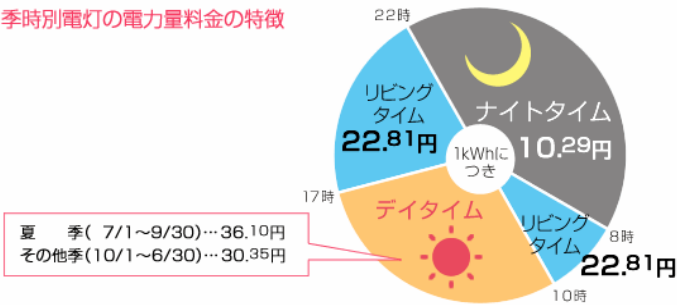


季時別電灯

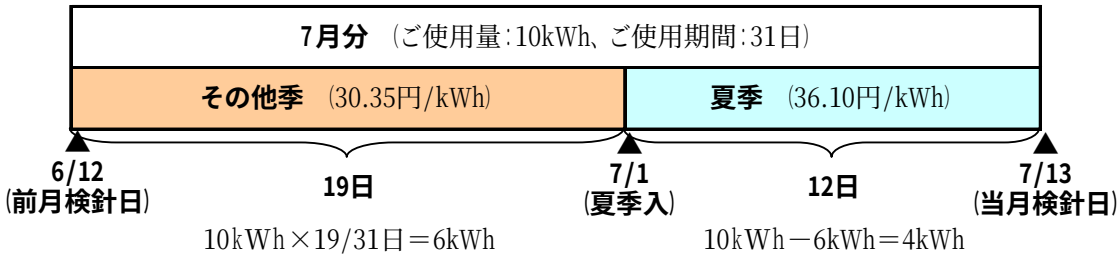
- 主にオール電化住宅のお客さま向けのメニューで、電気のご使用を、割高な「デイタイム」から、「リビングタイム」、割安な「ナイトタイム」に移していただくことにより、電気料金がお得になるメニューです。
- 平成 27 年 6 月分時点の契約口数は約 100 万口です。



季時別電灯の電力量料金（デイタイム）【7月分と10月分】

- 電気料金のうちご使用量に応じて変動する「電力量料金」のうち「デイタイム」については、「夏季（7/1～9/30）」と「その他季（10/1～6/30）」別に料金単価を設定しています。
- 7月分と10月分のご使用期間には「夏季」と「その他季」が混在しており、使用日数により按分して「電力量料金」を算定しています。

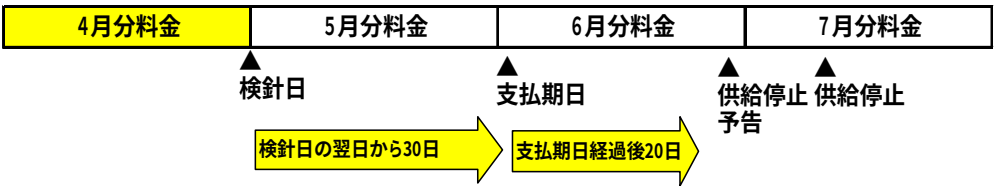
(7月分のイメージ)



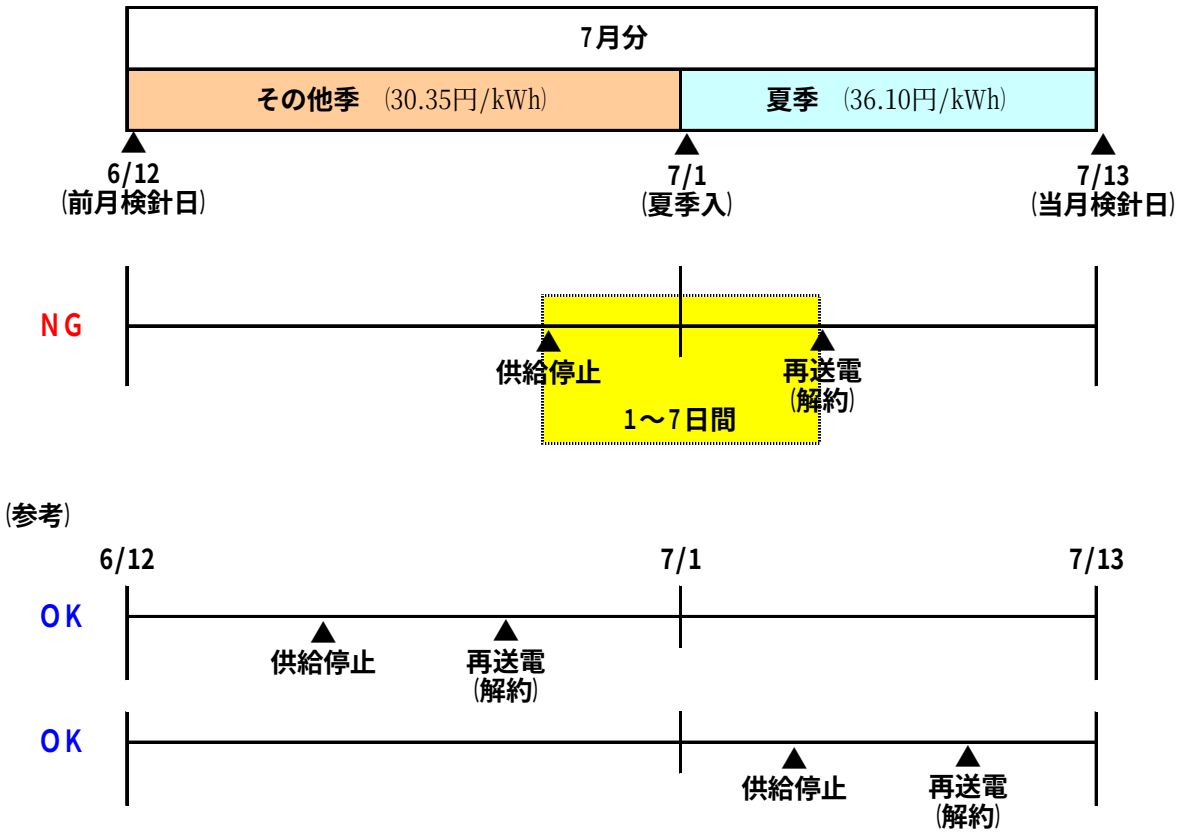
電気の供給停止

- お客さまが電気料金の支払期日（検針日の翌日から起算して30日目）を20日経過して、なおお支払いがない場合に電気の供給を停止することがあります。この場合、供給停止の5日前までに予告いたします。

(イメージ)



「供給停止期間が夏季入（7/1）を跨ぐ場合」のイメージ



調査結果

- 法人税法の帳簿書類の整理保存期間（7年）に準じて、電気料金実績データを保存している平成20年度から判明時（平成27年7月17日）までを対象に調査を実施いたしました。

その結果は、下表のとおりです。

(調査結果)

	件数	影響金額（円）			
		合計	平均	最大	最小
過大請求	54	5,844	108	685	10
過小請求	129	▲143,276	▲1,110	▲6,635	▲15